

特別警報、暴風（または農風雪）警報発表時及び地震等における生徒講習の取り扱いについて

総合教育センター農業教育共同実習所

- 1 午前7時までに県内全ての地域において警報が解除されている場合
計画どおり講習を実施します。
- 2 午前7時の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合
当日の全ての講習を中止します。
- 3 午前7時を過ぎてから県内いずれかの地域で警報が発表された場合
当日全ての講習を中止します。
- 4 県内のいずれかの地域に特別警報もしくは「警戒レベル4避難指示」以上が発表された場合
 - (1)当日の全ての講習を中止します。
 - (2)特別警報もしくは「警戒レベル4避難指示」以上がその日のうちに解除された場合も、当日の全ての講習を中止します。
- 5 南海トラフ地震等の非常時の場合
南海トラフ地震臨時情報で「巨大地震警戒」という言葉を含む発表がされたとき
 - (1)講習中
全ての講習を中止し、帰路の安全性を確認した後帰宅します。
なお、事情により帰宅できない生徒にあっては実習所内の安全な場所において待機します。
 - (2)実習所に登所中
上記の臨時情報の発表を知った時点で速やかに帰宅します。
- 6 その他
講習の全部または一部を中止したときの代替措置等については、総合教育センター所長が別に指示します。講習が中止になった場合、代替日の日程確認のため、午前10時30分以降正午までに総合教育センター農業教育共同実習所へ各自電話連絡をしてください。
上記の規定にかかわらず、特別な状況の場合の取り扱いについては、別に指示します。
- 7 問い合わせ先
総合教育センター農業教育共同実習所
〒446-0066 安城市池浦町丸田172番1
電話 0566-76-4071
ファックス 0566-77-3477